

学校図書館部会報 47

発行日：2014年12月10日

発行者：日本図書館協会 学校図書館部会（部会長：高橋恵美子）

連絡先：〒252-0318 神奈川県相模原市南区上鶴間本町 6-7-3-303

Tel.042-743-1449 (Fax 共通) E-Mail: gakutobukai@jla.or.jp

I N D E X

平成26年度（第100回）全国図書館大会（報告）

分科会7：学校図書館1 「これからの学校図書館と学校図書館専門職員 —文科省報告書（2014年3月）を中心に—」	梅本 恵	2
分科会8：学校図書館2 「学校司書の法制化を考える」	堀岡 秀清	4
分科会18：職員問題 「非正規雇用職員の今とこれから」	佐藤 千春	7

学校図書館法が「改正」されました	幹事会	9
○学校図書館法の一部を改正する法律		
○学校図書館の一部を改正する法律案に対する付帯決議		
○学校図書館の一部を改正する法律について（見解及び要望）		

学校図書館部会と常任理事会記録

— 図書館誌掲載「協会通信・常任理事会」解説 —	高橋恵美子	15
「学校図書館問題検討会」の経過報告と「学校図書館職員問題検討会」の設置について		
	中村 崇	17
夏季研究集会報告集発送・通販のお知らせ		19
日本図書館協会学校図書館部会次期役員候補者公募のお知らせ（公示）		20
部会役員選出について 今後の予定のご案内		21
部会からのお知らせ		22
〈投稿〉関西から「学校図書館職員問題検討会」に出席する委員の 旅費のためにカンパをお願いします		別刷

平成26年度(第100回)

全国図書館大会(東京大会)報告

テーマ 図書館文化を明日の力に

とき 2014年10月31日(金)~11月1日(土)

ところ 明治大学駿河台キャンパス

1日目は全体会(記念フォーラム、建築賞表彰など)、2日目は27の分科会が行われました。

本紙には以下3つの分科会について報告をしていただいたので紹介します。

第7分科会

学校図書館1

(2014年11月1日9:30~12:30)

これからの学校図書館と学校図書館専門職員

—文科省報告書(2014年3月)を中心に—

梅本 恵 (『ぱっちわーく』事務局)

この分科会は「学校図書館部会・図書館情報学教育部会・全国学校図書館協議会」が共同で開催した。このようなとりくみは初めてのことである。

今年6月に改正学校図書館法が成立したことをふまえ、今年3月に公表された文科省の有識者会議「学校図書館担当職員の役割及びその資質の向上に関する調査研究協力者会議」(以下、「会議」)の報告「これからの学校図書館担当職員に求められる役割・職務及びその資質能力の向上方策等について」(以下、「報告」)を中心に論議した。

(有識者会議では「学校図書館担当職員」となっていたが、以下のまとめではすべて「学校司書」とした)

以下、概要を報告する。

まず、内藤敏也氏(文部科学省初等中等教育局児童生徒課長)が「文科省の学校図書館施策について」と題し、「会議」を開催した背景と

「報告」の内容、6月の学図法改正の内容および今後の文科省の学校図書館施策の方向性について報告を行った。

「会議」開催の背景として、2012年度から初めて学校司書のための地方財政措置が付き、改めて学校司書の位置づけや役割について議論する必要があったことをあげた。

また、改正案は「学校図書館職員連盟」から提出されたが、共通の課題として「専門性」の位置づけが認識されて骨子案から修正が行われたとし、「報告」は国会議員が法改正を考えるうえで材料になったと述べた。

文科省としては、改正法にある「国は学校司書としての資格の在り方、その養成のあり方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」という部分を重い宿題として受け止めており、来年度概算要求で挙げているように「調査研究事業」を立ち上げ、学校司書の資格養成の在り方、資質向上等について検討をしなければいけないとした。来年度

予算の概算要求は認められるがどうかかわらないが、教員だけでなく、学校司書を含む様々な専門職を含めた総合力での「チーム学校」という考え方で定数改善を要求したいと述べた。

次に、大串夏身氏（昭和女子大学特任教授）による基調報告「文部科学省報告書の学校図書館担当職員（「学校司書」）について」があり、「会議」と「報告」の内容について詳しい説明があった。

学校司書の職務内容は特に苦慮したとし、その理由として97年の学図法改正時の国会審議の内容に基づいて教育委員会は仕事をお願いしているところが多いと推測されていることを挙げた。

課題として、学校司書という専門職となった場合、教育上の有用性について国民に示していくこと。また、専門職としての制度設計、養成カリキュラムの作成、資格の要件、職務内容、現在従事している人の処遇と資格の付与への経過措置などの検討等があると述べた。

堀部尚久氏（横浜市立並木中央小学校長）は、「文科省調査研究協力者会議に参加して～横浜市の学校司書配置事業に重ねて考える」と題し、報告を行った。自身が7年間にわたり横浜市教育委員会事務局に在籍し、そのうち3年間は学校図書館の指導主事をした経験と、現在の学校長の立場から、「報告」を横浜市の施策に引き寄せ考えたことについて述べた。

横浜市では現在、小中学校に学校司書配置を進めている。「横浜市学校司書就業要綱」（2013年）で身分や雇用形態等が定められているが、司書資格等は問われず、年度ごとの雇用の更新は4回までという条件である。専門性については手探りの状態であるが、研修を充実させ、単に利用が増えるだけではなく、授業への支援等、横浜市の目指す学校図書館教育に役割が果たせるような学校司書像を求めているとした。

最後に加藤容子氏（岡山県津山市立北陵中学校司書）が「文科省調査研究協力者会議に参加して～学校図書館のはたらきと学校司書の仕事について考える」と題し、学校図書館の実際と自身の実践をもとに報告を行った。

「会議」では「専門性」という言葉は飛び交ったが、その中身は最後まで深まらなかったと振り返った。

自分自身は図書館資料に精通し、教職員や子どもたち一人ひとりに的確に資料を手渡すことを大事に考え、学校司書の仕事をしてきたとし、子どもたちが資料を手取る入り口はいろいろであり、期待を裏切らないように提供していきたいとし、学校図書館は教育方針等とも関わるが、図書館のもっているはたらきを矮小化してはいけなさと述べた。

知る、読む楽しさを学校の教育の中に結び付けていくことが図書館を使うということと一緒にあり、こういうところを基盤にして学校司書の専門性、学校図書館のはたらきを考えていきたいとした。

その後、質疑が約1時間にわたって行われた。

「報告」にある「生涯にわたる学習の基盤形成」について学校図書館の力で義務教育の間に基礎をつくるべきではないかという意見や、学校司書を専門職として考えるならば雇用条件等の整備が必要ではないかという意見も出された。

また、高橋学校図書館部長より、部会で行われた「報告」をめぐる話し合いにおいて、“学校司書の教育指導的側面が入ったことは良かったが、学校図書館の機能を「読書センター」「学習センター」「情報センター」とするのではなく、「図書館機能」をベースとして捉えるべきではないか”という意見が出されたという紹介があった。

学図法改正や学校図書館の役割がほとんど話題にならないため、教育委員会等に理解を広めるためにはどうしたらよいのかという質問に対しては、いろいろな観点（「心の居場所」や学

校司書配置と学力との関連など) からギャップを埋めるためのアピールをしていきたいという回答が文科省からあった。

全国的に学校司書の配置が進むなかで、業務委託が進んでいることについては、パンフレット「改正学校図書館法 Q&A」(学校図書館議員連盟他編)に書かれている Q7「学校図書館の業務の受託者が、学校図書館に派遣している者も、『学校司書』に該当するか」に対する回答 A7に「…学校図書館法が新たに位置づける『学校司書』として想定する者は、学校設置者が雇用する「職員」である。事業者が雇用して学校図書館に勤務する者は、校長の指揮監督下にはないことから、法の規定する『学校司書』にはあたらない」とあるとおりだが、業務委託を法律で禁止するという規定にはなっていない

という指摘が内藤課長よりあった。なお、このパンフレットは内容に間違いがないかどうか、法制局がチェックをしているとのことである。

また、研究者からは教員養成大学系の大学教員が学図法改正等のことをほとんど知らず、したがって学生も知らないまま卒業しているのではないかという指摘があった。

最後の森田盛行全国 SLA 理事長の閉会挨拶にあったように、この3者による開催は第100回大会にふさわしく、画期的だった。さまざまな立場からの参加もあり、改正学校図書館法を受け、今後の学校図書館の在り方や職員の専門性を考えるうえで、示唆に富んだ内容の分科会となった。



第8分科会

学校図書館2

(2014年11月1日14:00~17:15)

学校司書の法制化を考える

本分科会では学校司書の法制化、2014年6月に成立した「学校図書館法の一部を改正する法律」(2015年4月から施行)をめぐって話し合われた。参加者は109名であった。

報告1 森田盛行氏(全国SLA・理事長)

森田氏は、今回の法改正は不十分であるが、学校司書が明記された点、学校図書館は司書教

堀岡 秀清(都立足立東高校・学校司書)

諭と学校司書の二職種で支えていくと明らかにした点には大きな意義があるとした。

2013年の骨子案には無かったが「学校図書館の運営の改善及び向上を図り」と法律に入ったことに関して、専門的な知識や技能がなければ「改善」「向上」はできないと評価した。「専ら学校図書館の職務に従事」とは事務等との兼務ではなく専任で、十分に学校図書館の職務に関われない

非正規の学校司書に大きな根拠を与えたとした。

今後の課題としては、まずは配置率の拡大。ほかにも学校司書の資格と養成制度の確立、科目や単位の検討、在職者が不利にならない移行措置、研修制度の整備などを挙げた。

学校教育を支えるスタッフとして、特に司書教諭との緊密な連絡・調整・打合せが必要、法の趣旨が活きるか否かはここに懸かっている。また現実には厳しく、学校図書館には学校司書が必要との理解を広げていく必要がある。なぜ学校図書館は60年経っても問題が積み重なっているのか。理解を広げるためには「相手に分かる言葉（論理）で」話すことが必要であると問題提起した。

報告2 松井正英氏（学図研・事務局長）

松井氏は、学図研の主張は専任・専門・正規の職員配置であり、「学校司書配置に望むこと」から報告を始めた。

配置は努力義務となったが、1校に1名以上の、かつ複数校兼務ではない専任での全校配置を求めている。「専ら」とは法律的には曖昧な表現で疑問はあるが、この文言などを使いながら専任の必要性を訴えていくとした。ほかにも、図書館の機能を発揮して教育活動を支援できるような専門性の必要性、主体的に学校図書館の経営や運営を担える位置づけ、学校職員の一人として教育課題を共有しスキルアップできるよう正規での配置などを求めている。

学校司書の専門性に関しては『学校司書って、こんな仕事〜学びと出会いをひろげる学校図書館』（かもがわ出版）から実践を紹介しながら説明した。子どもたちの疑問はどんどん広がり、膨らんでいく。それらの疑問にきちんと対応してこそ、子どもたちの成長や学習を豊かなものにできる。そのため、学校司書に求められる専門性は、子どもたちの知る自由や読む自由を大切に、多様な資料や情報を的確に提供すること、魅力的な蔵書を作り、知的好奇心を喚起する様々な働き掛けを行うこと、教員の教材研究や授業づくりを資料や情報活用の面から支援することなどである。

報告3 水越規容子氏（学校図書館を考える全国連絡会・代表）

水越氏は、今回の法改正について、同会はネットワーク組織のため各地の運動や配置の現状などにより様々な課題があり、法制化の評価も異なり、運動の一本化が困難であったということから話し始めた。

それぞれの地域で何とか今以上にきちんとした形で学校司書が配置され、学校図書館が本当に豊かな充実したものになるよう、運動の足がかりをこの法律のどこかに欲しいと思った。図書館が開館して本の貸出が増えれば終わりではなく、私たちがイメージする機能している学校図書館像を法律に盛り込みたいと思い、要望書には「学校図書館機能の強化・充実を図るため」と入れ訴えた。その結果が「学校図書館の運営の改善及び向上を図り」という文言に反映されているように思うということ述べた。

各地域の現実からイメージは膨らむ。市民のレベルで教育の内実についてもっと深く考え、学校図書館像を確立していく必要がある。教科書や副教材のような限られた資料だけで一方的に教えられる教育ではなく、子どもたちが自主的に意欲を持って学ぶ、（学校司書には）教育の質そのものをドラスティックに変えていって欲しいと訴えた。もう一度、学校図書館や教育の問題をしっかりとそれぞれの地域に根付いた形で考え直し運動を継続していきたいと結んだ。

報告4 後藤敏恵氏（岡山市立高島小学校・学校司書）

後藤氏は、学図法「改正」の内容についてから始めた。学校司書の呼称が明記されたこと、「専ら」という言葉が入っていること、努力義務ではあるが学校司書の配置を進める法律であることなど。学校司書の職務内容は「専門的知識及び技能を必要とする」と附則に書かれたが、その内容は今後検討とのことで、私たちが専門性をきちんと打ち出していかなければいけない状況にある。

次に2013年に骨子案が出された時点で、岡山

で作成した要望書の説明があった。すべての学校に専任・専門・正規で、1校1名以上の配置、司書資格を基本とした専門性、司書教諭と対等な形で論議をし、協力し、一緒に運営ができるような位置づけ、フルタイムで常勤のかつ任期の定めのない雇用などを要望した。専任・専門・正規での配置が進むように今後とも取り組んでいきたい。しかし、自然発生的に増えることは大変難しい。学校司書の実践を伝え、配置を進めていくような動きをしたいと、今後の方向性を示した。

2013年3月に出された文科省の調査研究協力者会議の報告を読むと資料提供のことも書かれているが、次第に学習指導要領に直結した学校図書館像、学校図書館の活動が紹介されていて、図書館そのものの機能、図書館の魂とも言えるべき、資料提供という働きがきちんと書かれていないと指摘した。

今後どう取り組むか、学校図書館像と学校司書の専門性が問われているとし高島小学校での実践をもとに説明があった。学校司書が常駐し「図書館として機能する」学校図書館、具体的には、日常的に資料提供の機能がある、一人ひとりへの資料相談に的確に答える、子どもたちを触発する案内・発信、授業づくりへの協力支援、単元学習を深めるための打ち合わせと支援。詳述はできな

いが、ここで語られた実践の一つひとつが、子どもたちの育ちや学び、専任・専門・正規の必要性にも、繋がっていると実感できる報告であった。

報告5 高橋恵美子氏（日図協・学校図書館部会・部会長）

高橋部会長は、1990年代がどういう時代であったか振り返ることから始めた。学校司書の実践が次々と活字になり、教科との連携の実践が一定程度広がったが、財政難を理由に高校では採用試験が中断されていく。小・中学校では、学校司書の配置が徐々に増えていった。岡山市の学校司書が直接市民に訴えるという運動を始めた。学校司書がいると学校図書館はどのように良くなるのか、誰が見ても分かるようなビデオを作った。箕面市や豊中市の運動でも一番難しかったのは正規で、工夫して専任・専門・正規の条件に近づけることで専門的な活動が展開された。しかし、現在増えているのは短時間、無資格、複数校兼務などで、一口に学校司書といっても様々であると指摘した。この後、学校図書館部会や日図協から発表した要望書に関する説明があった。

5本のレポートを受け、討議の柱に沿って研究討議が行われ、活発な意見交換があった。



第18分科会

職員問題

(2014年11月1日 9:30~17:00)

非正規雇用職員の今とこれから

第18分科会(職員問題)は、講師による基調講演と、各種図書館の職員4名による報告が行われた。参加者は、事前申込者が午前44名・午後24名で、当日参加も若干あったようである。参加者の4割弱が公共図書館、3割弱が大学図書館の関係者で、学校図書館や図書館関連企業等からも参加があった。

1. 基調講演「ジョブ型(職務限定型)正職員について」

労働政策研究・研修機構の濱口桂一郎氏による基調講演では、日本型雇用システムの特徴と、その副産物として生まれた非正規雇用労働者について、民間部門および公務部門の歴史と現状、問題点が述べられ、解決策としてジョブ型正職員が提案された。以下、講演内容のうちポイントと思われる部分のみ要約して紹介する。詳細については、大会要綱や記録集をご覧ください。

日本型雇用システムは「職務の定めのない雇用契約」で、正社員は配置転換・残業・転勤等について企業命令に従う義務があるが、終身雇用が保障される。このシステムでは、企業命令に従い勤続年数を重ねてきた「人」に値段(=給与)がつけられる。

これに対して、「職務」に値段がついているのが「ジョブ型」である。ある職務に就く人は、勤続年数やそれまでの給与に関わらず、その職務につけられた値段(=給与)で働くことになる。異なる職務に就くと給与も変わるので、異なる職務への配置転換は行いにくい。このため、一つの職務に特化したスペシャリストの養成に向くシステムである。

日本型雇用システムでは、どのような職務に就いても、その「人」についた値段(=給与)は保障されるので、まったく異なる職務に配置

佐藤千春(東京大学教育学部図書室)

転換しても給与上の問題は起こりにくい。このため、あらゆる職務に通じたジェネラリストの養成には向いているシステムと言える。

日本の非正規雇用労働者の多くは低賃金で雇用の保障のない「ジョブ型」であるが、雇用の保障がある「ジョブ型正社員」という仕組みがあれば、スペシャリストとしてのスキルの蓄積と安定した身分の獲得が可能となる。公務員においても、図書館などの専門職に「ジョブ型公務員」の仕組みを導入することが、非正規雇用職員問題の解決の糸口となり得るだろう。

2. 報告「現場の非正規雇用職員から」

荒川区立荒川図書館の岩渕健二氏は、荒川区図書館非常勤職員労働組合の執行委員長でもあり、NPO 官製ワーキングプア研究会の理事でもある立場から、公共図書館の非正規雇用職員の現状を報告された。

荒川区立図書館はほとんどが非正規職員で運営され、管理的業務も非正規職員が担っているという。労働組合の働きかけによって、非正規職員も経験や試験により階層化され、階層を上がると職責や賃金が上がる仕組みが導入されていることが紹介された。

また、官製ワーキングプア研究会では、委託・指定管理者の職員を招いて話を聞く機会が設けられた。そこでは、指定管理者に対する自治体の要求レベルが上がる一方で、入札では実績ではなく金額が重視されるため委託料は下がる一方であるという現実が語られた。委託や指定管理者も含めた非正規職員の努力や成果が報われない現状の解決策を見出すために、今後は自治体や委託・指定管理者の受託会社も共に図書館の職員問題を話し合う必要がある、という問題提起と共に報告を終えられた。

3. 報告「公契約条例の現況」

国立国会図書館国会分館の松井祐次郎氏は、公契約条例の意義や制定事例について、自身の調査を基に現状を報告された。

公契約条例とは、地方自治体等の公的機関が民間企業に事業を発注する際、事業に従事する労働者の労働条件の最低基準を定めて適正な労働条件を確保しようとするものである。日本では2009年から10以上の自治体で制定されているが、職種を問わず最低賃金は800～900円程度で、図書館の業務委託等に適用される場合も、専門職としての賃金の上乗せはほとんどないのが現状であるという。

公契約条例で最低賃金を定める際には、公労使の三者が何らかの形で関わっており、公契約条例の最低賃金を下回る非正規職員の賃金が是正された例もある。公労使の努力で図書館業務の専門性を加味した高水準の最低賃金を条例で定め、民間委託の方が高コストとなることを示すことができれば、直接雇用職員による図書館運営への回帰が期待できる、という展望が示された。

4. 報告「日本図書館協会の公契約基準」

日本図書館協会図書館政策企画委員会の小形亮氏は、日本図書館協会が2010年9月に公表した「図書館事業の公契約基準・試案」（以下「基準」）について、作成に携わった立場から解説・考察をされた。

「基準」は委託・指定管理者制度を推奨するものではない。職員の労働条件向上によって図書館サービスの質を確保し、経費削減や職員削減を目的とする安易なアウトソーシングに歯止めをかけようとするものである。このため、委託者である自治体の責務を重点的に定めている。

図書館界では、公表直後を除き大きな反響はないようだが、労働界では注目されている。激しい受注競争で委託料が低下し職員の賃金も下がる例がある中、今後も「基準」の必要性を

広く訴えていく必要がある、という認識を示された。

5. 報告「学校図書館非正規雇用職員の現状」

日本図書館協会学校図書館部会からは、筆者が各種の調査や資料に基づき学校図書館非正規雇用職員の現状を報告した。

まず、小・中・高校の学校司書配置の現状や非正規職員の勤務実態を、文科省や学校図書館部会等の調査結果から概要を紹介した。

賃金については、自治体が募集する学校司書の平均時給は800～900円程度で、販売や軽作業のアルバイト時給と同等であり、「調査研究協力者会議」報告が求める学校司書の専門的な役割・職務に到底見合わないものであると指摘した。

また、文科省が平成27年度概算要求資料で学校司書定数化に触れた箇所を紹介し、今の学校教育の中に学校図書館を定着させていくためには、雇用と校内での地位が保障された正規職員でなければ困難であることを自身の経験も交えて述べ、報告を終えた。

6. 質疑応答

報告者に対する質疑応答のほとんどは荒川区立荒川図書館の岩渕氏に集まった。特に、荒川区立図書館の非正規職員の階層化についての質問が多く、公共図書館の非正規職員問題への関心の高さが伺われた。

全体を振り返ると、専門職としてのあるべき雇用形態、非正規職員の低賃金から伺える図書館業務への低い評価について、概ね共通して問題提起がなされている。この2点は正規職員にも当てはまる問題点であろう。

他の職務への異動があり図書館業務のスキルが蓄積できない正規職員、継続して図書館に勤務できるが低賃金で身分保障のない非正規職員、という現状の解決策が、様々な視点から示された有意義な分科会であった。

学校図書館法が「改正」されました

学校図書館法については、昨年から改正の「骨子案」が示されるなどの動きがありましたが、第186国会において、以下の通り改正されました(2014.6.13衆議院可決/2014.6.20参議院可決/2014.6.27公布・法律第93号)。

また、この改正に関し、日本図書館協会は2014年7月4日付で『学校図書館法の一部を改正する法律について(見解及び要望)』を公表しました。

今回の部会法には、改正法とこれに関連して衆参両院の委員会で議決された「附帯決議」、上記協会文書を以下に掲載します。

○学校図書館法の一部を改正する法律

学校図書館法(昭和二十八年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。

第七条中「国は」の下に「、第六条第二項に規定するもののほか」を加え、「左の」を「次の」に改め、同条第三号中「前各号」を「前二号」に、「外」を「ほか」に改め、同条を第八条とする。

第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

(学校司書)

第六条 学校には、前条第一項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員(次項において「学校司書」という。)を置くよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

(検討)

2 国は、学校司書(この法律による改正後の学校図書館法(以下この項において「新法」という。)第六条第一項に規定する学校司書をいう。以下この項において同じ。)の職務の内容が専門的知識及び技能を必要とするものであることに鑑み、この法律の施行後速やかに、新法の施行の状況等を勘案し、学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

参照：衆議院ウェブサイト

http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_housei.nsf/html/housei/18620140627093.htm

○学校図書館法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成二十六年六月十一日

衆議院文部科学委員会

政府及び地方公共団体は、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 政府及び地方公共団体は、本法の施行に当たっては、学校司書の重要性に鑑み、必要な学校司書の配置を進めることとし、その際、現在の配置水準が下がることのないよう留意すること。
- 二 政府は、学校司書の配置の促進のために現在講じられている措置の充実に努めるとともに、地方公共団体に対し、その趣旨を周知するよう努めること。
- 三 政府及び地方公共団体は、学校司書の職務の重要性を踏まえ、学校司書が継続的・安定的に職務に従事できる環境の整備に努めること。
- 四 政府は、学校司書の職の在り方や、配置の促進や資質の向上のために必要な措置等について、地方公共団体が自主的に推進している取組に十分配慮しつつ、検討を行うこと。
- 五 政府及び地方公共団体は、司書教諭の職務の重要性を踏まえ、十一学級以下の学校における司書教諭の配置の促進を図ること。
- 六 平成九年の学校図書館法の一部改正時の衆参両院における附帯決議等を踏まえ、司書教諭及び学校司書の職務の在り方について、その実態を踏まえ引き続き検討を行うこと。

参照：衆議院ウェブサイト

http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/009618620140611023.htm

○学校図書館法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成二十六年六月十九日

参議院文教科学委員会

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、学校図書館が子供の育ちを支える重要な拠点であることに鑑み、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、政府及び地方公共団体は、専門的知識や技能を必要とする学校司書の職務の重要性に鑑み、学校司書の配置を進めること。その際、現在の配置水準が下がることのないよう留意するとともに、その配置の在り方について、将来的な学校司書の定数化や全校配置を含め、検討を行うこと。

二、政府は、地方財政措置など学校司書の配置の促進のために現在講じられている取組の充実に努めるとともに、地方公共団体に対し、その趣旨を丁寧に周知すること。

三、政府及び地方公共団体は、学校司書の職務が、継続的な勤務に基づく知識・経験の蓄積が求められるものであること等に鑑み、学校司書が継続的・安定的に職務に従事できる任用・勤務条件の整備に努めること。

四、政府は、司書資格の保有状況など学校司書に係る実態調査を速やかに実施すること。また、その結果を踏まえ、学校司書の教育的役割を十分に考慮した位置付け、職務の在り方、配置の促進、資質の向上のために必要な措置等について、検討を行うこと。

五、政府及び地方公共団体は、司書教諭の職務の重要性を踏まえ、十一学級以下の学校における司書教諭の配置の促進を図ること。

六、政府及び地方公共団体は、多くの司書教諭が学級担任等を兼務しており、学校図書館に係る業務に時間を費やすことが困難である現状に鑑み、担当授業時間数の軽減等の校務分掌上の工夫など司書教諭がその役割を十分果たすことができるよう、検討を行うこと。

七、政府は、司書教諭及び学校司書について、平成九年の学校図書館法の一部改正時の衆参両院における附帯決議のほか、今後の実態調査等を踏まえ、職務の在り方について検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。

右決議する。

参照：参議院ウェブサイト

http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/186/f068_061902.pdf

学校図書館法の一部を改正する法律について（見解及び要望）

公益社団法人日本図書館協会 / 2014 年 7 月 4 日

2014 年 6 月 20 日、学校図書館法の一部を改正する法律が、衆議院本会議（6 月 13 日）及び参議院本会議（6 月 20 日）でそれぞれ超党派の賛成によって可決され、成立した。学校図書館法が 1953 年に制定されて以来、何度も法改正の動きがあり、その都度、常に改正の課題は司書教諭の発令とともに学校司書の法制化であった。しかし、1997 年の法改正では、学校司書法制化の課題には触れられず、司書教諭の発令に関わる課題のみが改正の対象となった。1997 年法改正から 2 年後の 1999 年には、2003 年 4 月の司書教諭発令を前にして、それまで継続していた学校司書の配置事業を打ち切るとした地方公共団体が現われ、また文部省（当時）は同年「学校図書館ボランティア活用実践研究指定校事業」を開始した。この当時、文部省が毎年行っていた「学校図書館の現状に関する調査」において、学校司書に関する項目についての調査は行われていなかった。

文部科学省の実施する「学校図書館の現状に関する調査」において学校司書（調査では学校図書館担当職員の名称）の配置状況が調査項目に加わったのは 2005 年度（平成 17 年度）調査からである。その後、調査のたびに学校司書の数が増え続けるが、同時に非常勤職員の割合が増えており、非常勤職員には兼務や有償ボランティアのケースも多く、必ずしも学校図書館の機能を高めることにつながらないなどの問題を抱えている。新たに学校司書配置を決定した地方公共団体も増えているが、近年では、高校においては配置率が下がり、非常勤職員化がみられる。

昨年 6 月子どもの未来を考える議員連盟総会において、学校司書法制化に向けた法律案骨子案が示され、日本図書館協会は 11 月 7 日付で骨子案についての意見と要望をまとめ、関係者に提出するとともに、その内容を公表した。

今回の改正は、1953 年の法制定以来の課題であった学校司書の法制化を内容としている。第六条を新設し「学校司書」の事項をたて、第 1 項に、「学校には、前条第一項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（次項において「学校司書」という。）を置くよう努めなければならない。第 2 項に、「国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」ことを規定した。さらに附則として「国は、学校司書の職務の内容が専門的知識及び技能を必要とするものであることに鑑み、この法律の施行後速やかに、新法の施行の状況等を勘案し、学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」が規定された。条文そのものに本協会の要望書の具体的内容が入ることはかなわなかったが、附則が加わったこと、衆参両委員会での附帯決議、及び審議の過程で、学校司書の配置促進と専門職員としての位置づけ等の議論がなされたことは、昨年 6 月に骨子案が示されて以降、本協会を含めさまざまな団体が取り組んできた成果と考える。

本改正案の国会採決にあたって、衆議院で 6 項目、参議院で 7 項目にわたる附帯決議がなされた。決議自体は拘束力を持たないが、そこにはこの法律改正によってもまだ残る課題が如実に示されている。

以下に、今回の法律改正によって新設された第六条と附則、さらに附帯決議及び衆参両院の関係委員会審議の経過等に照らして、今回の改正の意義及び問題点を整理し、本協会の今後の取り組みの課題を提起するとともに国及び地方公共団体等へ強く要望する。

<第六条と附則関係>

- 1) 新設された第六条では、「学校図書館の運営の改善及び向上を図り、(中略) 専ら学校図書館の職務に従事する職員(次項において「学校司書」という。)を置くよう努めなければならない。」となっている。学校司書の配置については努力義務であり、地方公共団体に配置を義務づけることがなく、本協会が要望してきた“専任・専門・正規の学校司書配置”を実現するうえで大きな課題が残ることになった。また学校図書館法第4条(学校図書館の運営)にかかる業務において、第5条の司書教諭との関係が不明確である。さらに昨年11月に本協会要望書において挙げた、学校司書が学校図書館の「専門的職務を掌る」位置づけにもならなかった。
- 2) 附則において、国は、この法律の施行後速やかに、学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等の検討を行い、必要な措置を講じることとなっているが、現行の資格制度には学校司書独自の資格は存在していない。そのため、実際には、図書館法による司書又は司書補の有資格者を採用している地方公共団体が多数あり、また近年では学校司書の採用にあたって、司書資格ないし司書教諭資格所持を要件とする地方公共団体も増えている。この実態をふまえ、図書館情報学を基礎とし、さらに学校図書館で働くために必要な学校教育に関する内容を含んだ新たな学校司書の資格の検討を早急に行う必要がある。さらに、資格のあり方、養成のあり方等の検討にあたっては、現職の学校司書の声が反映されるものとすべきである。

<附帯決議関係>

1) 現在の学校司書の配置水準を下げないこと

学校図書館法に学校司書の配置が明文化されることは、長年の懸案課題の一步前進であるとする受けとめがある一方で、専任・専門・正規の位置づけとはならなかったことから、現在、地方公共団体の自主的な努力によって学校図書館に専任で専門の職員配置を実現した学校司書はどうかとの懸念がある。現在の学校司書配置の現況は、巡回型と称して複数校兼務の地方公共団体も多い。文部科学省が昨年8月に設置した学校図書館担当職員の役割及びその資質の向上に関する調査研究協力者会議によって2014年3月にまとめられた「これからの学校図書館担当職員に求められる役割・職務及びその資質能力の向上方策等について(報告)」(以下「文部科学省協力者会議報告」という。)や衆参両院の関係委員会審議においても、「その実態は多様」だという政府答弁であった。たしかに実態把握を早急に行うとともに、「配置水準」の明確化を行ったうえで、各地方公共団体の現在の配置水準が下がらないような措置が必要である。

2) 地方公共団体に対する政府の責務—学校司書の配置の促進

2012年度から学校司書配置のための地方財政措置が実施されてきた。今回の改正に伴う財政的な裏付けは、現時点ではこの地方財政措置しかない。現在学校司書の配置は、2012年度「学校図書館の現状に関する調査」によれば、全国の小・中学校の半数程度である。政府は、地方公共団体に対して学校図書館の充実とともに学校司書の重要性を周

知するよう努めるとともに、この地方財政措置の拡充を速やかに行う必要がある。さらに地方財政措置の対象外となっている高等学校についても、何らかの施策を講じるべきであり、国は、地方公共団体に対し、学校司書の配置促進を促す措置を講じる必要がある。

3) 学校司書が継続的・安定的に職務に従事できる環境の整備

2012 年度からの学校司書配置のための地方財政措置は年間約 150 億円、この金額は、週 30 時間の職員を 2 校に 1 名程度配置し、一人あたりの配置単価を年間 105 万円としている。この財政措置による職員配置は、明らかに非正規職員であり、学校司書が継続的・安定的に職務に従事できる環境とはなりえない。学校図書館充実のためには、各校について、専任で、かつ資格を持つ専門職員、さらには正規職員での学校司書配置を可能とする財政措置が必要である。

4) 政府の責務—学校司書の職の在り方、配置の促進・資質の向上のための必要な措置

学校司書の職務のあり方については、文部科学省の協力者会議報告において一定の整理がなされている。今後は、学校司書の資質向上のための研修とともに、公共図書館とのネットワーク整備も必要となる。学校司書を配置して有効な学校図書館活用を実現するためには、国が責任をもって、学校司書の職の在り方・配置の促進・資質の向上を図るとともに、学校図書館に携わる課題について広い視野でとりくむことのできる体制づくりを行うことが必要である。

5) 司書教諭の配置の促進等

学校司書が司書教諭との円滑な協力協働関係によって学校図書館運営を行うためには、司書教諭が職務を十分果たせるよう、現在司書教諭の未設置の 11 学級以下の学校への司書教諭配置等が必要である。

6) 司書教諭と学校司書の職務の在り方

学校司書の職務のあり方について、文部科学省の協力者会議報告及び 2009 年の子どもの読書サポーターズ会議「これからの学校図書館の活用の在り方等について（報告）」において、学校司書の仕事が教育にかかわる職であることが明記された。それでは司書教諭の職務のあり方をどう整理するのか、実態を踏まえた検討が必要である。

今回の法改正についての評価はさまざまあろうが、学校図書館に専門職員を置くことを志向し、学校司書の配置を努力義務として法に明示され、附則において、国が検討し措置を取るべき課題も明示された。国会衆参両院関係委員会における附帯決議の内容を含めて、これらの内容の具体化を着実に実現していくことがこれからの課題であり、その主要なものを以上に提起した。日本図書館協会として、学校図書館の整備・充実に関心を寄せる多くの市民、組織・団体と協力して、その達成に努めたい。

報告 学校図書館部会と常任理事会記録

—図書館雑誌掲載「協会通信・常任理事会」解説—

部会長 高橋恵美子

はじめに

部会報にこうした記事を載せなくてはならない事態を大変残念に思う。このところ常任理事会において、理事長・副理事長・専務理事（2名）・常務理事（3名）で構成する常務理事会と学校図書館部会との意見の食い違いが多々あり、常任理事会で実際に時間を取って話し合われたことが、図書館雑誌の常任理事会記録に掲載されないということが起こっている。ここでは部会員の皆さんに知っておいていただきたいことを解説したい。

1. 7月常任理事会での議論

6月に学校図書館法が一部改正され、図書館協会は7月4日付で「学校図書館法の一部を改正する法律について（見解及び要望）」（以下「見解及び要望」とする）を公表した。この「見解及び要望」の案文は、学校図書館問題検討会による2回にわたる会合においてまとめられ、理事長・副理事長・専務理事（2名）・常務理事（3名）で構成する運営会議を経て7月4日常任理事会で議論され、まとめられた。

常任理事会の議論では、「見解及び要望」の末尾の段落で、原案の文にあった「学校図書館に図書館の機能をベースにした専門職員を志向し、」の部分が問題となり、この文に込められた「学校図書館には他館種の図書館と共通する図書館機能がある」「学校図書館は図書館である」というとらえ方は間違いであるとされて、「学校図書館に専門職員を置くことを志向し、」と訂正されることになった。

またその後、7月4日常任理事会での議論を理由に、当時企画中であった図書館雑誌11月号特集「学校司書法制化以降」に、「学校図書館は図書館である」という趣旨の原稿を掲載できないと雑誌編集委員会より言われるということも起きた。

2. 9月常任理事会（9月4日）での発言

図書館雑誌11月号特集「学校司書法制化以降」をめぐる図書館雑誌編集委員会における議論、図書館雑誌8月号掲載の「窓」欄「専任司書教諭必置を渴望する」、全国SLA機関誌『学校図書館』8月号の理事長の文章の問題があり、以下の三点について発言した。

① 7月常任理事会記録（図書館雑誌8月号掲載、「見解及び要望」も掲載されている）の「学校図書館法の一部を改正する法律について（見解及び要望）」に関する議論は、「見解及び要望」の文案作成に関わる議論であって、今後の活動に関わるものではないことの確認をしてほしい。

② 図書館雑誌8月号の「窓」欄についての意見が寄せられており、記載者個人の意見であるとのことだが、協会の意見と誤解する会員もいるので対応してほしい。

③ 全国SLA機関誌8月号の理事長の文章は、「見解及び要望」に含まれていないことまで言及して困る。

① の確認は、図書館雑誌編集委員会において、7月4日常任理事会の議論を理由に図書館雑誌11月号の特集記事に、「学校図書館は図書館である」という趣旨の原稿を掲載できないと言われたことによる。図書館雑誌編集委員会の議論を直接持ち出していないのは、この件は雑誌編集委員会が決めることであるとの反応が予測できたので、このような聞き方をした。

なお、この発言をする際に7月常任理事会記録（図書館雑誌8月号掲載）に誤記があることも指摘した。誤記とは、7月4日常任理事会記録のアンダーライン部分（次にあげる）である。実際には「学校図書館に専門職員を置くことを志向し、」という表現になっている。なおこの文章の説明にあたる一連の文章には「法律上“図書館”は、図書館法という図書館すなわち公共図書館を指さ

すことになり、また、全館種に通底する“図書館”の概念が確立しているわけではない」とも書かれていて、常任理事における学校図書館の理解に問題が生じていると言わざるを得ない。

○なお、7月4日常任理事会記録の上記関連部分の原文は以下の通り(図書館雑誌8月号掲載)

1. 学校図書館法の一部を改正する法律について
(意見及び要望)

<中略>

・ 文案の最後の段落の「学校図書館に図書館の機能をベースにした専門職員をおくことを志向する…」との記述については、法律上“図書館”は、図書館法という図書館すなわち公共図書館を指すことになり、また、全館種に通底する“図書館”の概念が確立しているわけではないこと、さらに本案は「学校図書館法」の一部改正にかかるものであり、学校図書館には資料の収集及び提供という図書館の機能は規定されていること等に鑑み、案文中の“に図書館”という語を削除し、「学校図書館の機能をベースにした専門職員をおくことを…」とする。

② の窓欄に関しても、常任理事会で議論され、公共図書館部会選出常任理事も、これは今までの協会の姿勢と違うのではないかという趣旨の発言があった。

3. 9月常任理事会記録をめぐって

常任理事会記録案は、事前に常任理事会出席者のメーリングリストで確認が行われる。7月常任理事会記録の誤記に関しては、事前の記録案に目を通しておかなかった私のミスでもあるので、9月常任理事会の記録案は注意していた。部会として発言した①、②、③がどのように表現されるかを気にしていた。

メーリングリストであがった記録案(9月16日)に、部会の発言①、②、③の内容は一切なかったので、次のような訂正の要望文をML上に出した(9月18日)。

高橋理事(学校図書館部会長)より、①上記7月常任理事会議事録の「学校図書館法の一部を改正する法律について(見解及び要望)」に関する議論は、「見解及び要望」の文案作成に関わる議論であって、今後の活動に関わるものではないことの確認をしてほしい。②図書館雑誌8月号の「窓」欄についての意見が寄せられており、記載者個人の意見であるとのことだが、協会の意見と誤解する会員もいるので対応してほしい。③全国SLA機関誌8月号の理事長の文章は、「見解及び要望」に含まれていないことまで言及して困る、との発言があった。①については、確認された。

しかしながらこの訂正要望文は、常任理事会記録に採用されなかった。実際の常任理事会記録は次のようになっていて、7月常任理事会記録の誤記のみが掲載されている。

○9月常任理事会記録より(図書館雑誌10月号掲載)

9. 報告事項

⑤ 図書館雑誌8月号及びホームページに掲載した「学校図書館法の一部を改正する法律について(見解及び要望)」に関して図書館雑誌8月号掲載の7月常任理事会議事録に誤記があることを確認した。

4. 今後の課題

6月の法改正により、学校司書の資格・養成の在り方についての検討が急務となった。協会としてどう取り組むかについては、4月常任理事会で設置を決めた学校図書館職員問題検討会が検討の場となる。その人選を検討していた学校図書館問題検討会(上記検討会と異なることに注意)は、「見解及び要望」の案文をまとめた7月1日の会合を最後に開かれていなかった。9月26日に行われた10月常任理事会でようやく、検討会を再開するとの回答を得た。

ここでは、9月の常任理事会記録をめぐらる問題

を中心に報告したが、今の協会運営には多くの疑問がある。今まで「学校図書館は図書館である」との立場に立っていた図書館協会が、「学校図書館は図書館である」というのは間違いだと言ったり、学校図書館部会の意向がことさら無視される現状がある。問題は学校図書館だけにとどまらず、公

共図書館の指定管理者制度導入についても、今までの姿勢を変えようとする動きがある。今後も協会の動きを注視する必要がある。



「学校図書館問題検討会」の経過報告と 「学校図書館職員問題検討会」の設置について

副部会長 中村 崇

1. 「学校図書館問題検討会」の設置

2013年に日本図書館協会の理事長・常務理事等が交代した。同時期、国会では学校図書館法（以下、学図法）を「改正」する動きがすでに始まっており、協会として随時対応する必要があった。

新たに就任した森理事長から、新執行部には学校図書館の専門家はおらず、常務理事と部会との相互理解のために、非公式な学習会の位置付けで、率直に意見交換をする場を設定したいとの要望があり、「学校図書館問題検討会」が設置されることとなった。設置にあたっては、常務理事会内部の学習会であり何かを決定する組織ではないこと、今後国レベルでの動きが予想される学校司書の資格や養成課程も議論したいので図書館学教育部会（現在は「図書館情報学教育部会」に名称変更）の代表者もメンバーに加えること、率直な意見交換を行うために会議は非公開とすることとされた。部会からは、正副部会長と一部の幹事が参加している。7月21日から毎月1回程度の会合を持ち、学図法の「改正」前後にはより頻繁に開催したこともある。

この検討会は、複雑な学校図書館職員の問題についての学習が主眼ではあったが、塩見昇前理事長が退任される際に提案された「第2期学校図書館問題プロジェクト・チーム」をどう実現するかも課題となっていた。議論

の中で、これまであまりつながりがなかった学校図書館部会と図書館学教育部会の相互理解を図ることが企画され、2013年12月14日には両部会の合同研究集会が開催された。

設置当初から、学図法の動きがあり、この問題への対応もこの検討会で議論する結果となった。2013年11月7日付の衆議院法制局宛要望書（『「学校図書館法の一部を改正する法律案（仮称）骨子案」に対する要望』）や、2014年7月4日付『学校図書館法の一部を改正する法律について（見解及び要望）』は、部会で原案を議論しとりまとめた後、常務理事会（2014年1月以後は常任理事会）に諮る前に、この検討会で議論し、この検討会で合意を得た案を常務理事会・常任理事会に諮って協会の決定としている。

このような課題への対応は、従来は、学校図書館部会が適宜必要な取り組みやその原案を提起し、常務理事会でこれを検討し、特に問題がなければ概ね原案の趣旨が尊重されて協会の決定となる、という手順が一般的であった。しかし、現在では理事長他に学校図書館について様々に強い意見・考え方があり、時にはこれまでの議論の積み重ねに基づいて提起した部会の案がこの検討会で受け入れられない、あるいは、時間をかけて議論し一度は合意に達しても、常任理事会の場で一転して理事長から変更を求められる、など

の問題も起きている。

2. 「学校図書館職員問題検討会」の新設

上記の検討会は非公式な学習会の位置付けであったが、学図法の動き等政策的な課題が目前に控える状況の中で、実質的にこれらへの対応もこの会合で行う結果となっていた。「第2期学校図書館問題プロジェクト・チーム」をどうするかの議論の中で、新たに「学校図書館職員問題検討会」の設置が検討された。「第2期学校図書館問題プロジェクト・チーム」は、従来の協会の基本的な考え方となっている「学校図書館専門職員の整備・充実に向けて」(JLA 学校図書館問題プロジェクト・チーム報告, 1999年3月)を引き継ぎ、この報告で未整理の課題や、報告公表後15年を経過した現状を踏まえて今後のあり方を検討するという趣旨で構想されていたが、議論の中で「学校図書館職員問題検討会」という形になっていった。

その結果、2014年4月10日の常任理事会で、新たに「学校図書館職員問題検討会」(以下、職員問題検討会)の設置が決定された(次ページ参照)。従来の「検討会」で、その委員の選任について協議することとなり、学図法問題への対応と平行して現在まで協議してきた。12月4日の常任理事会で正式に委員が委嘱され、12月21日から、この新しい会合が発足する見込みである。

この、職員問題検討会では、以下の二点について議論することが予定されている。

まず第一は、6月の学図法改正により、来年度にも文部科学省で検討されることになっている「学校司書」の資格や養成課程等について、協会としての意見をとりまとめた関係各所に要望するか否か、またする場合はその内容はいかなるものか、ということである。

第二に、下記の検討会設置の趣旨にある、望ましい職員制度のあり方や、当面の課題としての現行二職種体制への対応などについて

てである。

今後、下記の委員により検討が始まるが、部会にも、メーリングリスト等を通して、適宜検討内容をお知らせし、部会員の意見が反映されるよう努めたいと考えている。部会員の皆様からも、ぜひご意見をお寄せ頂きたい。

(資料)

学校図書館職員問題検討会の設置について

2014. 4. 10 常任理事会

先に設置された「学校図書館問題プロジェクト」(1996-1999)において、当面は「両者(司書教諭と学校司書)の対等な協同の関係を原則として、それぞれの実践と交流を強めることを志向するのが適当」とし、「将来的な課題」として「専任の学校図書館専門職」を制度化する際の内容と要件について検討し、合意形成を図る」ことなどを挙げている。

その後、2003年から司書教諭の発令が進み、また学校司書の配置が全国的に進んできた。そんな中、昨年から学校司書の法制化の動きが顕在化してきており、文部科学省も「学校図書館担当職員の役割及びその資質向上に関する調査研究協力者会議」(2013年8月～2014年2月)を設置し、その報告書が2014年3月31日に公表された。

このような状況の下で、日本図書館協会として、改めて「専任の学校図書館専門職」を制度化する際の内容と要件についての検討をする必要がある。1999年以降の情勢の変化により、司書教諭と学校司書の関係も変化している。当面、この両者の関係について検討し、さらに望ましい学校図書館専門職員のあり方について、必要に応じて意見表明等を行うために、理事会の承認のもとに臨時の検討会を次のとおり設置する。

学校図書館職員問題検討会設置要項 (設置)

第1条 本会は、学校図書館職員問題検討会と称し、理事会の承認のもとに期間を定めて設置する。

2 設置の期間は2014年4月1日から2016年3月31日までとする。

(目的)

第2条 本会は、将来の学校図書館専門職員のあり方について検討するとともに、学校図書館における司書教諭と学校司書の協同関係について検討し、必要に応じて意見表明等を行うことを目的とする。

(組織)

第3条 本会は、座長1名及び委員若干名で組織する。

2 座長は担当理事をもって充て、委員は原則として以下の分野における会員をもって充てる。

- (1) 学校図書館関係者
- (2) 図書館情報学研究者
- (3) 理事
- (4) その他

3 特別委員

4. その他必要の都度専門家等に意見を聞くことができる。

学校図書館職員問題検討会委員

(理事)

- ・高橋恵美子 (学校図書館部会長)
- ・小田光宏 (図書館情報学教育部会長)
- ・山本宏義 (副理事長 座長)

- ・谷口 豊 (常務理事)
- ・大場高志 (常務理事)

(学校図書館関係者)

- ・梅本恵 (ぱっちわーく事務局)
- ・金澤磨樹子 (三鷹市立小学校司書)
- ・岸洋子 (杉並区立中学校司書・元杉並区立図書館協議会委員)
- ・後藤敏恵 (岡山市立小学校司書)
- ・佐藤千春 (東京大学教育学部図書室・元三鷹市立中学校・元東大教育学部附属中等教育学校司書)
- ・田沼恵美子 (元日野市立小学校・中学校・元お茶の水大付属中学校他司書)
- ・田村修 (神奈川県立高校司書)
- ・永井悦重 (山陽学園大学特任准教授・元岡山市立中学校司書)
- ・中村崇 (副部会長・東京都立高校司書)
- ・鳴川浩子 (私立中・高司書教諭)
- ・水越規容子 (町田市立中学校図書指導員)
- ・山本恵美子 (島根県立養護学校司書)

(図書館情報学教育部会)

- ・今井福司 (白百合女子大文学部講師)
- ・野口武悟 (専修大学文学部教授)
- ・平久江祐司 (筑波大学図書館情報メディア系教授)
- ・松本直樹 (大妻女子大学社会情報学部准教授)

夏季研究集会報告集発送・通販のお知らせ《部会から》

2014年度第43回夏季研究集会報告集がまもなく発行されます。

夏季研参加者には、発行され次第、発送いたします。

どなたでも、通販でお求めになれます。1冊1000円(送料込み)です。

ご希望の方は、下記までお問い合わせ下さい。

- ・電子メールの場合：gakutobukai@jla.or.jp 宛
- ・郵送・お電話：214-0036 神奈川県川崎市多摩区南生田4-2-1
神奈川県立百合丘高等学校図書館 松本美智子 宛
電話 044-977-4793 (図書館直通)



2014年12月10日

日本図書館協会学校図書館部会次期役員候補者公募のお知らせ（公示）

部会長 高橋恵美子

日本図書館協会学校図書館部会第34期部会役員の任期満了にともない、学校図書館部会規程第10条および学校図書館部会役員選出要綱にもとづき、下記のとおり次期役員の候補者を公募いたします。

記

1. 役職と定数、任期（学校図書館部会規程第8条による）

役職と定数：(1)部会長1名 (2)副部会長1名 (3)幹事20名以内 (4)監事2名
任期：2年間（2015年度～2016年度）

2. 候補者応募資格

日本図書館協会の会員で、かつ学校図書館部会に所属されている方（施設会員に所属される方を含みます）

3. 応募方法

以下の記載事項を明記して、下記送付先に応募期限内（必着）に送付して下さい。

自薦・他薦（推薦）を問いませんが、他薦の場合は、候補者本人の了解を得て応募して下さい。他薦の場合の推薦者も、日本図書館協会の会員で学校図書館部会に所属されている方（施設会員に所属される方を含みます）に限ります。

1) 記載事項

(1)応募する役職 (2)候補者氏名 (3)勤務先・所属等の名称（勤務先や所属先等が特にない方は「特になし」とお書き下さい） (4)郵便番号・郵送の宛先 (5)電話番号（自宅・携帯・勤務先等いずれでも構いません。勤務先の場合、連絡可能な時間や内線番号あるいは呼び出しの部署なども適宜記して下さい） (6)電子メールアドレス（お使いでない方は「なし」とお書き下さい） (7)他薦の場合は、推薦者についての(1)～(6)の情報および候補者本人の了解を得ている旨の記述

2) 送付先（応募連絡先）

（郵送の場合）〒167-0023 東京都杉並区上井草 4-13-31

東京都立杉並工業高等学校図書館 中村崇 宛

（電子メールの場合）gakutobukai@jla.or.jp 宛

4. 応募締切（必着） 2015年2月10日（火）

5. 応募いただいた個人情報および役員選出に関する情報の扱いについて

応募の際にご提供いただいた個人情報は、役員選出手続のために使用します。また、役員により、部会運営のための諸事務に使用される場合があります。これら個人情報のうち、(1)応募する役職 (2)候補者氏名 (3)勤務先・所属等 は、一般に公表されます。

応募・辞退の状況等役員選出に関する公の情報は随時すべて公開しますが、個別に受けたお問い合わせ、候補者が重複した場合に役員選出要綱に基づいて行われる協議調整の協議内容については、当事者の合意がない限り公開しません。

6. 部会役員の構成・職務等について

部会総会の提案により理事会が学校図書館部会規程を変更した場合、部会役員の名称や構成・職務等も変更される場合があります。その場合におけるこの公示に応じた応募者の扱いは、部会総会での決定によります。

7. 部会役員選出についてのお問い合わせ窓口

〒167-0023 東京都杉並区上井草 4-13-31

東京都立杉並工業高等学校図書館 中村崇

電話 03-3394-2471 (代)

以上

部会員の皆様へ（部会役員選出についての今後の予定のご案内）

学校図書館部会幹事会

今年度で部会役員の任期（2 年間）が終了いたします。部会員の皆様には、この間部会運営にご協力いただき、ありがとうございました。

これにともない、前ページでの「お知らせ（公示）」のとおり、次期部会役員を公募いたします。部会員の皆様のご参加・ご協力をお願いいたしますとともに、今後の予定をご案内申し上げます。

○2015 年 2 月 10 日（火）応募締切（必着）です。

○応募者が定数と同数以下の場合は、ご応募いただいた方については次期役員に確定となります。

応募者が定数を超えた場合は 2 月頃に部会長（またはその代理人）から、各候補者に、応募の状況をお知らせし、協議調整の呼びかけ・仲介を行います。

○協議調整が成立しなかった場合、2 月末頃、各候補者に、選挙広報の原稿作成をお願いいたします（3 月中旬頃締切の予定です）。

○4 月上旬頃、部会報を発行し、部会員の皆様に以下のお知らせをいたします。

- ・応募の状況・その後の経過・結果等
- ・不足する役職・人数について補充選出の公募
- ・応募者が定数を超え協議調整が成立しなかった役職についての選挙のご案内（選挙公報、投票用紙等も同封してお届けします）

○もし選挙となった場合、4 月下旬頃までに投票をお願いいたします。この場合、5 月上旬頃までに開票会を行い、当選者を確定いたします。開票会は公開で行います。詳しくは 4 月上旬頃発行予定の部会報でお知らせいたします。

○次期役員選出に関する手続は、「学校図書館部会役員選出要綱」に従って進めて参ります。（要綱は、学校図書館部会ホームページに掲載しております）

以上



部会からのお知らせ

◎すでにメーリングリストに参加されている方へ（動作確認のお願い）

部会のメーリングリストは従来のYahooのサービスが終了したため、今年5月からGoogleが提供するサービスに変更しています。

この変更に関連してメールが届かなかったり、発信ができなかったりしたケースが報告されています。この部会報の発送とほぼ同時に、幹事会からメーリングリストに「部会報を発送しました」という内容のメールを送信します。部会報が届いているのにそのメールが届いていない場合は、下記の部会メールアドレスへご連絡ください。

◎学園部会メーリングリストへのお誘い

部会では部会運営を部会員の皆様に開かれたものとし、また、皆様からのご意見を部会運営に活かすため、メーリングリストを開設しています。部会員であればどなたでもご参加頂けます。参加希望の方は部会メールアドレスへご連絡下さい。

参加にあたっては、(1) 氏名（本名）(2) 日本図書館協会の会員番号（図書館雑誌の宛名ラベルに記載されています）(3) 所属（ない方は不要）(4) メールアドレス をお知らせ下さい。

※提供頂いた個人情報当部会「個人情報保護方針」（JLA 学校図書館部会ホームページ参照）にもとづき管理いたします。

※メーリングリストへの参加は部会員に限らせていただいております

協会を退会された方や部会を移動された方など、部会員でなくなった場合には、ご連絡下さい。

部会員でないことが確認された場合、配信を終了させていただきます。

◎異動・変更等について

人事異動、転居、改姓等された方は協会事務局へ、ご一報下さい。メーリングリストに登録したメールアドレスの変更は、部会アドレス宛にお知らせ下さい。メーリングリスト参加者が協会を退会された場合も、協会事務局に加えて、部会にもお知らせ下さい。

◎各地の情報・各地の実践をお寄せ下さい

部会報に載せたい実践や学校司書の配置、各種研究会の参加記など、各種の情報をお気軽にお寄せ下さい。下記の部会連絡先、あるいは各幹事まで。

◎研究会・集会等の開催情報を掲載します

各団体等が開催する図書館関係の研究会・集会等の開催情報も開催日時やテーマ等編集部で要点をまとめて掲載します。掲載ご希望の方はご連絡下さい。なお、次号は2015年3月下旬か4月上旬、次々号は6月上旬発行予定です。

◎ホームページをご覧下さい

学校図書館部会のホームページは日本図書館協会のホームページから開くことができます。最近の部会報や幹事会の記録などはここに掲載しています。

<http://www.jla.or.jp/school/index.html>

◎幹事会はどなたでもご参加いただけます

学校図書館部会は役員が幹事会を開いて様々なことを話し合い、運営をしています。学校図書館部会員であればどなたでもご参加頂けます。開催日時・場所等は下記までお問い合わせ下さい。

遠方の会員の方など、会議への直接の参加が難しい方は、部会宛にご意見・ご要望などをお寄せ下さい。役員一同、部会員の意志を反映した部会運営に努めたいと思っています。よろしくお願いいたします。

◎皆様からのご意見・ご提案を募集しています

下記までご意見や「会員の広場」への投稿原稿をお寄せください。

連絡先：部会長 高橋恵美子

〒252-0318

神奈川県相模原市南区上鶴間本町6-7-3-303

Tel : 042-743-1449（ファクシミリ共）

E-Mail : gakutobukai@jla.or.jp



今年も残りわずか。皆様どうぞ、良いお年をお迎えください。

来年もよろしくお願いいたします。（幹事一同）